

【ご案内】
建築基準法第43条第2項
第1号認定 及び 第2号許可



～【ご注意ください】 認定及び許可申請の前に～

本認定及び許可は、建築基準法第43条第1項の規定を満たさない建築物に対する例外的な許可です。既に法第42条に規定する道路（以下「法の道路」という）に2m以上接している敷地及び敷地設定の変更や法の道路の築造により、法の道路に2m以上接することが可能な敷地の建築物は、本許可の対象とはなりません。

埼玉県川越建築安全センター

本所（川越）・東松山駐在

目 次

1 「法第43条第2項第1号認定及び第2号許可」について・・・	1
(1) 制度の概要	
(2) 認定及び許可の要件	
① 認定	・・・ 3
② 許可	・・・ 5
2 事前相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1) 事前相談について	
(2) 認定及び許可条件について	
(3) 建築確認までの流れ	
(4) 事前相談に必要な添付図書	
(5) 本申請に必要な添付図書	
3 認定及び許可の解説 ・・・・・・・・	11
4 お問い合わせ先 ・・・・・・・・	12
5 参考資料（県HPからダウンロード可能です） ・・・	13
(1) 建築基準法第43条第2項第2号許可に係る相談票（様式1）	
(2) 関係者の合意書（参考様式）	

1 「法第43条第2項第1号認定及び第2号許可」について

(1) 制度の概要

建築物の敷地は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条で規定する道路（以下「法の道路」という。）に2m以上接している必要があります。従って、法の道路に接していない敷地には、原則、建築物は建てられません。

ただし、敷地が法の道路に接していなくても、法第43条第2項第1号の規定に基づく認定あるいは同条同項第2号の規定に基づく許可により一定の要件を満たした場合は、当該認定又は許可を受け、建築が可能となります。

①法第43条第2項第1号の規定に基づく認定

（平成30年9月25日の法改正により新設された制度。令和5年12月対象拡大。）

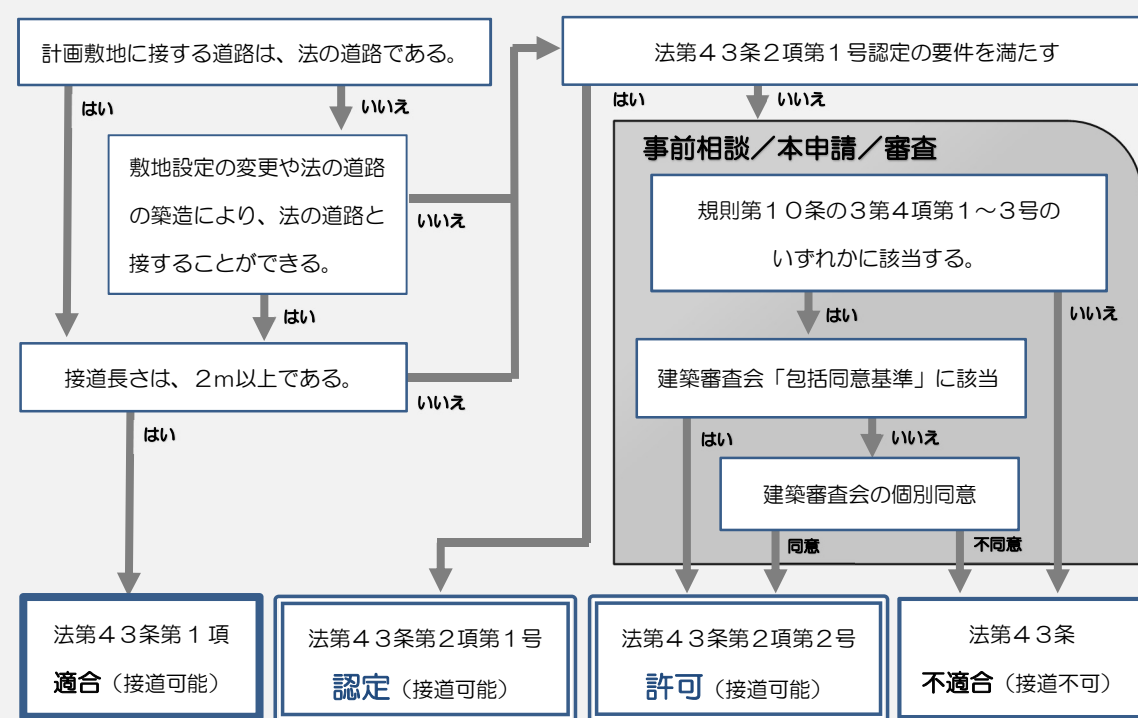
敷地が幅員4m以上の道（農道や道路位置指定の基準を満たす通路等）に2m以上接する建築物のうち、利用者が少数である用途及び規模で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが、認定制度の対象となります。この場合、建築審査会の同意は要しません。

②法第43条第2項第2号の規定に基づく許可

（旧法第43条第1項ただし書許可と同様の制度）

上記の認定の要件に合わない建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可するものが、許可制度の対象となります。また、一定の基準を満たす建築物は「建築審査会における包括同意取扱い」（包括同意基準）として一括して建築審査会の同意を得ており、手続きの簡略化を図っています。

<認定及び許可までのフロー>



【資料】建築基準法

第43条

- 1 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に2 m以上接しなければならない。
 - 一 自動車のための交通の用に供する道路
 - 二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - 一 その敷地が幅員4 m以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に2 m以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

【資料】建築基準法の改正経緯

法律新旧対照表【法43条第1項】		
旧	改正 (平成11年5月1日)	改正 (平成30年9月25日)
建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。次条第1項を除き、以下同じ。）に2メートル以上接しなければならない。 <u>ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障ないときは、この限りでない。</u>	建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2メートル以上接しなければならない。 <u>ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもののについては、この限りでない。</u>	建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2メートル以上接しなければならない。 一 自動車のための交通の用に供する道路 二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の建築物 2 (略)

(2) 認定及び許可の要件

① 認定

法第43条第2項第1号認定については、以下の基準を満たす必要があります。

第1 対象建築物

認定の対象となる建築物は法本文より、その敷地が幅員4メートル以上の道（避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するもの）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するものとする。

なお、当該道が法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する場合は法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定を行い、法上の道路とすることを原則とする。

■建築基準法施行規則 第10条の3（敷地と道路との関係の特例の基準）

- 1 法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - 一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
 - 二 令第百四十四条の四第一項各号に掲げる基準に適合する道であること。
- 2 令第百四十四条の四第二項及び第三項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。
- 3 法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める建築物（その用途又は規模の特殊性により同条第三項の条例で制限が付加されているものを除く。）の用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。
 - 一 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。
 - イ 第一項第一号に規定する道 法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途以外の用途
 - ロ 第一項第二号に規定する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二（い）項第二号に掲げる用途
 - 二 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が五百平方メートル以内であること。

第2 審査基準

特定行政庁の認定事項である「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの」とは以下の基準を満たすものとする。

(1) 「交通上及び安全上」については、次のア及びイによる。

- ア 敷地は、当該道に避難上有効に2メートル以上接しているもの。
- イ 当該道は、将来にわたって安定的に維持管理されるもの。

(2)「防火上及び衛生上」については、次による。

建築計画は、特定行政庁があらかじめ、法で定める防火及び衛生に関する規定に適合することが確認でき、かつ、建築士法（昭和25年 法律第202号）第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事は、それぞれ当該規定に基づき建築士が工事監理することが明確になっているもの。

(3) 認定の対象となる建築物及びその敷地については、当該道を法第42条に規定する道路とみなした場合においても、法及び埼玉県建築基準法施行条例の規定に適合させること。

② 許可

法第43条第2項第2号許可について、建築基準法施行規則第10条の3第4項の各号に該当する典型的なものとして、一括して埼玉県建築審査会の同意を得ている「**建築審査会における包括同意取扱い**」（包括同意基準 第1～第3）は次のとおりです。

●建築基準法第43条第2項第2号許可に関する包括同意基準

建築物の敷地は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に2m以上接することが原則であり、当該許可は、例外的に適用するものであること。

第1 法施行規則（以下「規則」という。）第10条の3第4項第2号の基準に適合する建築物について

⇒（規則第10条の3第4項第2号）

その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接する建築物であること。

1 対象とする道については、一般の通行の用に供し、道路と同等の機能を有するもので、次の（1）から（4）のいずれかに該当するものであること。

- （1）農道及び林道。
- （2）河川等の管理用の道。
- （3）法第42条第1項第4号に掲げる事業計画の区域内の道。
- （4）水路敷が道路状に整備された道。

2 特定行政庁の認定事項「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたもの」について

（1）「交通上及び安全上」については、次のアからエによるものであること。

- ア 当該道は、道路に通じる4m以上の幅員が確保されているもの。
- イ 将来にわたって安定的に維持管理されるもの。
- ウ 敷地は、当該道に避難上有効に2m以上接しているもの。
- エ 建築物の用途、規模等は、著しく交通量が増加しないもの。

（2）「防火上及び衛生上」については、次のア及びイによるものであること。

- ア 建築計画は、特定行政庁があらかじめ、法で定める防火及び衛生に関する規定に適合することが確認でき、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事は、それぞれ当該規定に基づき建築士が工事監理することが明確になっているもの。
- イ 建築計画は、当該道を前面道路とみなして法第52条の規定による容積率制限及び法第56条の規定による道路斜線制限に適合したもの。

第2 規則第10条の3第4項第3号の基準に適合する建築物について

⇒（規則第10条の3第4項第3号）

その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達成するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

1 「用途、規模、位置及び構造」については、次の（１）から（４）によるものであること。

- （１）「用途」は、原則として住宅とすること。
- （２）「規模」は、2階建て程度とし周辺地域に配慮したもの。
- （３）「位置」は、当該建築物の出入り口が避難上有効に当該通路に通じるよう計画されているもの。
- （４）「構造」は、外壁を耐火構造、準耐火構造又は防火構造とし、軒裏の仕上げを不燃材料としたもの。

2 「避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路」については、1. 8 m以上の幅員があるものであること。

3 特定行政庁の認定事項「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたもの」について

- （１）「交通上及び安全上」については、当該通路が、次のアからエのいずれかに該当し、将来にわたって安定的に維持管理されるもので、敷地が当該通路に避難上有効に2 m以上接しているものであること。ただし、イからエについては、4 m以上に拡幅整備されるものであること。

ア 当該通路に面して、既に建築物が立ち並んでいる幅員4 m以上のもの。

イ 当該通路の地域を所管する市町村において、狹隘道路拡幅整備要綱等に基づき、整備が図られるもの。

ウ 法第6条の規定に基づく建築確認処分する際、当該通路について、当該許可規定が施行（平成11年5月1日）される前に、拡幅整備等の指導方針を明確にしたもので、その指導方針を今後も継続させることが必要であるもの。

エ 当該通路を道路状に拡幅整備する旨、関係者全員の合意がされたもの。

- （２）「防火上及び衛生上」については、次のア及びイによるものであること。

ア 建築計画は、特定行政庁があらかじめ、法で定める防火及び衛生に関する規定に適合することが確認でき、かつ、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事は、それぞれ当該規定に基づき建築士が工事監理することが明確になっているもの。

イ 建築計画は、当該通路を前面道路とみなして法第52条の規定による容積率制限及び法第56条の規定による道路斜線制限に適合するもの。

第3 法第43条第2項第2号許可を受けた建築物の増改築等について

原則として、最終に受けた許可内容と大幅な変更がないものであること。

※包括同意基準に適合しない場合

包括同意基準に適合しないものは、以下の法及び施行規則の条件を踏まえ十分な検討を行い、個別に建築審査会の同意を得られた場合に許可となります。

1. 国土交通省令で定める基準に適合する建築物であること

建築基準法施行規則第10条の3第4項の各号のいずれかに適合することが、許可の対象となる要件になります。なお、建築物の敷地は法の道路に代えて将来にわたって安定的に利用できる空地に接することが必要です。

2. 特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物であること

本許可は、法の道路に接しない敷地について例外的に許可するもの（接道義務の特例）であることから、さらに交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを個別に審査します。

【資料】建築基準法施行規則

■第10条の3 （敷地と道路との関係の特例の基準）

4 法第43条第2項第2号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
- 二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接する建築物であること。
- 三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達成するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

2 事前相談

(1) 事前相談について

◆法の道路（法第42条の道路）の確認

- ・法の道路に該当するかは、市の建築確認等担当窓口で、確認してください。
なお、以下の町村については、川越建築安全センター本所または東松山駐在へ確認してください。

※川越建築安全センター本所 ：三芳町

※ // 東松山駐在：小川町、越生町、川島町、ときがわ町、滑川町、
鳩山町、毛呂山町、吉見町、嵐山町、東秩父村

◆法の道路に該当しない場合

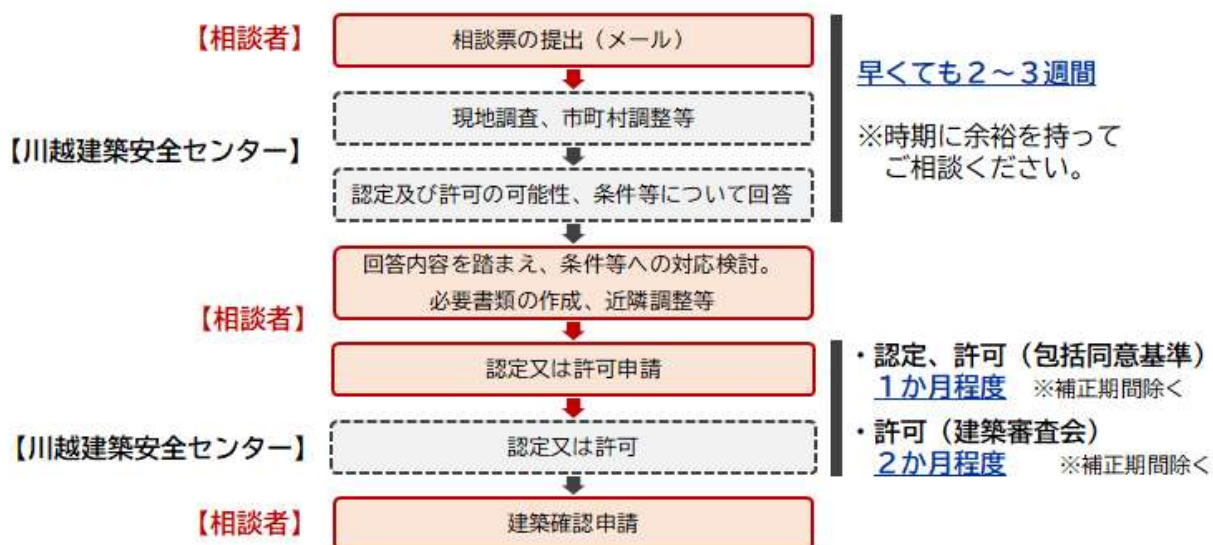
- ・まずは敷地設定の変更や法の道路の築造（道路位置指定など）により、法の道路に2m以上接する計画を検討してください。
- ・検討の結果、法の道路に接することが不可能な場合、相談票をご提出ください。
相談票を受け、認定や許可の適用可能性や条件について回答いたします。
※認定及び許可は土地の財産価値にも影響が大きいため、慎重に検討しています。
相談票を受領後、現地確認や周辺の認定、許可及び建築確認の履歴調査、市町村との調整等を踏まえ判断しますので、回答まで早くても2～3週間程度を要しますので、時期に余裕を持ってご相談ください。
- ・認定及び許可は建築計画に対するものです。必ず建築計画を添えてご相談ください。
- ・相談票は次ページの資料とともに、メールにてご提出ください。

注意）メール容量制限：10MB

(2) 認定及び許可条件について

- ・認定及び許可の条件（敷地後退距離、合意が必要な範囲など）については、案件毎にその総合的な状況を踏まえて判断します。
- ・許可については、包括的な条件として「包括同意基準」が設けられていますが、当該基準にさらに条件が追加される場合もあります。

(3) 建築確認までの流れ



(4) 事前相談に必要な添付資料 ※認定及び許可共通

下記資料は相談時に必ず添付をお願いします。

「(5) 本申請に必要な添付図書」の図書についても可能な範囲で添付してください。
必要に応じ追加で資料をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

提出書類及び書面	明示すべき事項等
相談票	太枠内の項目について記入
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物（住宅地図等の写しでも可）
周辺の状況を表した図書	・道路協定書（あれば） ・接続先道路の資料（位置指定図、道路台帳の写し） ・測量図（地積測量図でも可）
公図の写し（原則3か月以内）	相談地及び通路の位置（色分けして明示）
土地の謄本の写し （原則3か月以内）	相談地及び通路 （通路の筆が多い場合は別途ご相談ください）
建物の謄本の写し （原則3か月以内）	相談地

(5) 本申請に必要な添付図書

① 認定 別途、個別調整による。

② 許可

提出書類及び書面	明示すべき事項等
許可申請書（建築物） （第43号様式）	第二面【14. その他必要な事項】に工事監理者の情報及び該当する包括同意基準を記入。
委任状	※代理者によって申請を行う場合
建築理由書	建築の理由及び接道要件を満たさないため認定又は許可申請を提出する旨を記載。申請者名を記入（押印不要）。
付近見取図	建築基準法施行規則1条の3表1（い）による
配置図	建築基準法施行規則1条の3表1（い）による （「道路」または「道」を「通路」と読み替え）
各階平面図	建築基準法施行規則1条の3表1（い）による
立面図（二面以上）	建築基準法施行規則1条の3表1（い）によるほか 外壁の防火構造等の認定番号または構造方法、軒裏の不燃材料の認定番号または仕上げ材種、通路を道路とみなした道路斜線の検討（天空率を適用する場合、天空図等を別途添付）
断面図（二面以上）	建築基準法施行規則1条の3表1（い）による
通路図	敷地の位置、通路及び接続先道路の位置、幅員及び種類、拡幅予定線、拡幅に係る建築物の位置（門、塀等を含む） ※通路が短い場合等は配置図への記入でも可
周辺の状況に関する図書	・ 道路協定書（所持している場合） ・ 接続先道路の資料（位置指定図、道路台帳の写し） ・ 測量図（地積測量図でも可）
既存建築物の確認済証・検査済証	※増築の場合
公図（原則3か月以内） ※正本に原本添付	申請地、通路及び道路※の位置（色分けして明示） ※接続先道路が位置指定道路の場合
土地の謄本（原則3か月以内） ※正本に原本添付	申請地、通路及び拡幅に係る土地
建物の謄本（原則3か月以内） ※正本に原本添付	申請地及び拡幅に係る建築物（門、塀等を含む）
関係者の合意書	包括同意基準第2-3-(1)エに該当する場合等、必要に応じて添付。 ※合意時に用いた通路図も別途添付

※必要に応じて追加で資料をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

3 認定及び許可の解説

1. 道（通路）の取扱いについて

- ・ 建築基準法における「道路」は、法第 42 条に定めるものを指します。したがって、法第 43 条第 2 項の認定または許可による道（通路）は、建築基準法における「道路」ではありません。

なお、法第 43 条第 2 項の規定は、同条第 1 項（建築物の敷地が道路に 2m 以上接しなければならない規定）の適用を受けないとする例外的な認定及び許可となります。

- ・ 認定及び許可は、法の道路に接していない既存建築物の建て替え等を救済する制度ですので、建築物の出入りに利用されていない通路に建築物を新築するものは、原則として認定及び許可の対象になりません。

2. 増改築や再建築について

- ・ 認定及び許可は、道（通路）に対してではなく建築計画に対して行われます。認定及び許可を一度取得したとしても、その後の増改築の際には建築行為を行う度に再度認定及び許可が必要となります。なお、10 ㎡以内の増築（防火及び準防火地域を除く）の場合、建築確認申請は不要となりますが、認定及び許可の手続は必要となります。

3. 建築計画が変更になった場合の手続について

- ・ 原則として、取得した認定及び許可の工事取止め届を提出の上、再度認定及び許可を受ける必要があります。なお、変更内容により必要な手続が異なりますので、事前にご相談ください。

4. 認定及び許可の条件について

- ・ 認定及び許可の条件については、案件ごとに総合的な状況を踏まえて判断します。許可は「包括同意取扱い」が設けられていますが、本基準に許可の条件が追加される場合もありますので、建築計画等の必要資料をご用意のうえ、事前にご相談ください。

5. 道（通路）沿いに既に認定や許可を受けた建物がある場合について

- ・ 認定及び許可は、道（通路）に対してではなく建築計画に対して行われるため、建築計画によって条件が異なります。よって、同じ道（通路）沿いに既に認定や許可を受けた建物があるからといって、近接する敷地も認定及び許可を受けることができるとは限りません。

4 お問い合わせ先

川越建築安全センター**本所** 建築確認担当

住 所： 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越 4 階

電 話 番 号： 049-243-2746

E - m a i l： r4321021@pref.saitama.lg.jp

川越建築安全センター**東松山駐在** 建築確認・監察担当

住 所： 東松山市六軒町 5-1

電 話 番 号： 0493-22-4340

E - m a i l： r4321024@pref.saitama.lg.jp

法第 43 条第 2 項第 1 号認定及び第 2 号許可のホームページ

（認定・許可の基準や相談票の様式がダウンロードできます）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/b1103/43soudan.html>

5 参考資料

- (1) 建築基準法第43条第2項第2号許可に係る相談票（様式1）

※認定の相談時も、様式1をご使用ください。

- (2) 関係者の合意書（参考様式）

(様式1)

建築基準法第43条第2項第2号許可に係る相談票

所 長	副 所 長	担当部長	担当課長	担 当	決裁後回覧	相 談 日	令和 年 月 日
						番 号	
						対 応 者	

※太枠内の項目は、相談者が記入して下さい。

相談者	住 所 氏 名	TEL
建築主	住 所 氏 名	TEL
建築 予定 場所	用途地域 () 法定建蔽率 () % 法定容積率 () % ☐ 防火・ ☐ 準防火・ ☐ 22条区域	
【相談内容】		
予定建築物	用途 () () 造 () 階建 () m ²	
道 路 協 定	S・H 年 月 日 協定No. () 幅員 () m	4 mに拡幅する旨の同意 ☐ 全員同意 ☐ 一部不同意
延長にある 位置指定道路	S・H 年 月 日 指定No. () 幅員 () m	道路の延長 () m
既存建築確認 検査等	S・H 年 月 日 確認済証No.	用途 () 構造 () 造 階数 () 階建
	S・H 年 月 日 検査済証No.	
【指示内容】		
【回答内容】 ☐ 許可適用外 () 回答日 ☐ 個別付議 ／ ☐ 包括同意基準第1に該当 (第1第1項の該当号 ☐ (1), ☐ (2), ☐ (3), ☐ (4)) ☐ 包括同意基準第2に該当 (第2第3項(1)の該当号 ☐ ア , ☐ イ , ☐ ウ , ☐ エ) 条件 (有・無)		

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく相談票の添付図書

- 1 建築理由書
- ② 付近見取図
- 3 配置図・平面図・立面図・断面図
- 4 日影図（法第56条の2第1項の対象建築物の場合）
- ⑤ 周辺の状況を表した図書
 - イ 道・通路・空地等の築造された経緯書（道路協定書、位置指定図等）
 - ロ 道・通路・空地等の状況を表した図書（道路台帳、測量図等）
 - ハ 建築物の状況を表した図書（概要書等）
- ⑥ 公図の写し（原則3ヶ月以内）
- ⑦ 土地の謄本（原則3ヶ月以内）
- ⑧ 建物の謄本（原則3ヶ月以内）
- 9 利害関係者の一覧
- 10 その他必要な図書（道路・空地等の写真）

※1：○のついた図書については、相談時に必ず添付をお願いします。

※2：事前相談の時点では添付図書はすべて写しで構いません。

市・町・村	(TEL)
調整経過：	
法第43条第2項第1号に基づく認定ができない理由	
埼玉県川越建築安全センター 担当者	
(又は東松山駐在)	
(TEL) 049-243-2746 (0493-22-4340)	
調整経過：	
/	
現地調査：	
担当者	
/	
埼玉県建築安全課	
担当者	
(TEL)	
調整経過：	
/	
その他関係機関	
担当者	
(TEL)	
調整経過：	
/	

関係者の合意書

建築基準法第43条第2項第2号許可による通路として、道路状に拡幅整備する旨の関係者の合意は次のとおりです。

令和 年 月 日

埼玉県川越建築安全センター所長 様

建築主 住所
氏名

1 通路の地名地番

2 合意事項

(1) 通路の拡幅について

建築物を建築するときは、別紙図面のとおり拡幅し、拡幅後退した線を通路と敷地の境界とします。

(2) 拡幅部分の整備について

建築物を建築するときは、拡幅部分にある建築物、植栽その他通行に支障のあるものは、建築物が完成するまでに撤去し道路状に整備します。

(3) 通路部分の維持管理について

関係者と協力し、将来にわたり通路として維持管理し、敷地等を譲渡する場合は、譲渡人に合意事項を説明し承諾が得られるようにします。

(4) 合意事項の共有について

関係者全員がこの合意書を保有し、合意事項を共有するようにします。

3 関係者の承諾

(1) 土地の所有者の承諾

地 番	住 所 氏 名	承諾年月日

(2) 建築物の所有者の承諾

地 番	住 所 氏 名	承諾年月日

※ 所有者の住所氏名欄は、所有者の自筆とすること。

案内図、公図、通路拡幅整備図、土地及び建物登記簿謄本を添付のこと。